

メディアを活用した大都市圏向け観光プロモーション事業業務委託仕様書

1 業務名

メディアを活用した大都市圏向け観光プロモーション事業業務

2 業務目的

本県には、観光誘客の強みとなる「食」「スポーツ」「自然」「森林資源」「神話」などの魅力的な素材があるものの旅行先としての認知度が高いとは言えない。

そこで、発信力を持つメディアを活用し、本県観光の魅力を首都圏を中心とした大都市圏等において強力に発信することで、「行きたくなる」場所としての本県の認知度向上を図り、本県への旅行意欲を喚起することを目的とする。

3 業務内容

(1) テレビ番組やYouTubeによるプロモーション

- ・本県観光の魅力を、全国的に知名度の高いテレビ番組やチャンネル登録者数の多いYouTube等の番組への露出を図ること。
- ・テレビやYouTubeの番組は、本県観光の魅力を十分に引き出すとともに、放送される事自体が本県の話題化につながる企画内容とすること。
- ・テレビ番組は、宮崎でのロケ実施を想定した企画を少なくとも5つ提案すること。
- ・YouTube番組は、宮崎でのロケ実施を想定した企画を少なくとも1つ提案すること。
- ・テレビやYouTubeの番組において、ロケを行わずに本県の魅力を発信できる企画がある場合は、追加で提案すること。
- ・番組で取り上げる観光地等の観光素材、活用する番組や情報発信の時期等については、企画提案内容を踏まえた上で、受託者決定後に県と受託者で協議し決定することとする。

(2) その他メディアを活用したプロモーション

- ・テレビ番組やYouTube以外のメディア（ラジオ、SNS、WEB、雑誌等）を活用した企画がある場合、提案に含めること。

(3) その他

その他、本事業の実施に伴い必要と認められる業務を行うこと。

4 事業報告

本業務の完了後、速やかに以下の内容を記載した報告書を作成し、県に提出すること。

- ・業務計画、スケジュール
- ・実施した業務の内容
- ・テレビ番組等での本県の露出効果の広告換算額
- ・その他業務を実施する上で作成した資料等

5 委託事業に関する経費の管理等

(1) 次に掲げる経費は、委託料には含まないものとする。

- ア 10万円以上の機械装置、器具備品等の備品購入費
- イ 会議等での食糧費（茶菓の購入経費は除く。）
- ウ 団体等へ加入するための負担金
- エ 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）
- オ 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの

(2) 受託者は、委託事業の経理について、本業務に係る経費とその他の業務に係る経費を明確に区分して管理しなければならない。

(3) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後5年間保存すること。

- ア 金銭出納簿等の会計関係帳簿
- イ 本事業に従事された方の勤怠管理関係書類
- ウ 業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書
- エ その他、協議の上、必要と認められる書類

6 その他

(1) 受託者は、県に提出した事業計画書等に基づき、適切に業務を実施すること。

(2) 受託者は、事業計画書等を変更する必要がある場合は、県と協議の上、変更の承認を受けること。

(3) 受託者は、業務を企画運営するに当たり、県と十分な調整を行うこと。

(4) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない内容については、県と受託者で協議の上、定めるものとする。

※本仕様書において定める要件については、公募時点の想定であり、契約予定事業者決定後、速やかに協議を行い、仕様書を確定させるものとする。